

シニア職になった方（短時間勤務職コースを除く）

2025 年 4 月
日本郵政共済組合

【注意】コース転換後3か月（4月～6月）の共済掛金額について

2025 年 4 月から各種シニア〇〇職（短時間勤務職コースを除く）となられる方の標準報酬月額及び共済掛金額は、4月～6月の3か月間の給与の平均に応じ、2025 年 7 月から見直されます。

一旦退職し、翌日付で改めて採用される再雇用シニア〇〇職（短時間勤務職コースを除く）の方と異なり、2025 年 4 月時点では、標準報酬月額及び掛金額は変更されませんのでご注意ください。

⇒ コース変更により、給与が大幅に下がった場合であっても、

3か月間は共済掛金額が下がりにませんのでご承知おきください！

（例）各種シニア〇〇職（短時間勤務職コースを除く）へのコース転換後の共済掛金額

年月	給与	【定年延長】 シニア〇〇職		【再雇用】 再雇用シニア〇〇職	
		標準報酬月額	掛金額	標準報酬月額	掛金額
2025 年 3 月	520,000 円	530,000 円	81,630 円	530,000 円	81,630 円
2025 年 4 月	260,000 円	530,000 円	81,752 円	180,000 円	27,765 円
2025 年 5 月	260,000 円	530,000 円	81,752 円	180,000 円	27,765 円
2025 年 6 月	260,000 円	530,000 円	81,752 円	260,000 円	64,785 円
2025 年 7 月	260,000 円	260,000 円	40,105 円	260,000 円	40,105 円

※ 共済掛金額は短期掛金、介護掛金、厚生年金保険料、退職年金分掛金の合計です。

※ シニア〇〇職の例において、2025 年 3 月と 4 月の掛金額の差が生じているのは、介護掛金率の変更によるものです。

※ 再雇用シニア〇〇職となる場合、2025 年 4 月に「資格取得時決定」を行います。4 月当初は固定的給与のみで仮に算出するため、6 月給与支給時に精算されます。

【照会先】

共済掛金に関すること：日本郵政共済組合共済センター TEL:0120-97-8484（コールセンター）

給与支給に関すること：お勤め先の給与ご担当者様へご連絡ください。